

参考資料

- ・ 雇用就農資金 Q&A
- ・ 事業要件（募集要領より抜粋）
- ・ 全国農業経営支援社会保険労務士ネットワークのご案内

「雇用就農資金」Q&A

2025年10月
一般社団法人 全国農業会議所

I 事業内容について

Q1-1 雇用就農資金はどこの機関が実施していますか？

全国農業会議所で実施しています。各都道府県の申請窓口は農業会議等ですので、事業に関するお問い合わせや申込みは各都道府県の農業会議等までお願いします。

Q1-2 どんな経営体が雇用就農資金を活用しているのですか？

雇用就農資金を活用し、特徴的な研修を取り入れるなど、新規就農者のスキルアップに活用している経営体が全国に多数あります。

下記 URL よりご覧いただけます。

「先進事例のご紹介」 https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/case/

Q1-3 新規就農者が2人以上でも助成を受けられますか？

可能です。1経営体あたりの新規採択者は年間5人まで、且つ3人目以降は年間最大20万円の助成となります。ただし、申請数が多い場合には、1経営体当たりの助成の対象となる法人等雇用就農者の数を調整することがあります。

Q1-4 1人の研修指導者が複数の法人等雇用就農者を指導できますか？

可能です。ただし研修が適正に行えるようにするため、1人の研修指導者が研修を行える適当な人数にしてください。

II 助成金について

Q2-1 助成金は誰に支払われるのですか？

助成金は、支援対象となる新規就農者を雇用した農業法人等に支払われます。

Q2-2 新規就業者への助成はないのですか？

新規就農者に対して助成金は支払われませんが、農業法人等に従業員として雇用されていますので、農業法人等から新規就農者に対して賃金が支払われることになります。

Q2-3 助成金は、新規就農者への賃金（の一部）に充てる必要がありますか？

助成金は使途を制限するものではないため、新規就業者の賃金に充てることも可能です。

Q2-4 研修を途中で中止した場合でも、助成金が支払われますか？

研修実施期間が3ヶ月に満たない場合（令和7年度2回の場合は、2025年12月31日より前に研修を中止した場合）はいかなる事情があっても支払いません。

また、研修を中止した理由が、経営体側の都合による解雇の場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合を除く）についても、助成金は支払いません。すでに支払った助成金も返還していただく場合があります。

研修実施期間が3ヶ月以上で研修中止の理由が、経営体側の都合によらない場合（新規就業者の疾病、新規就業者側の都合による中止など）は、研修実施期間に応じて助成金を支払います。

Q2-5 法人等雇用就農者がケガをした場合、研修を一時中断することはできますか？

法人等雇用就農者、および研修指導者が傷病などで2週間を超えて研修ができない場合を対象に、2ヶ月以内に研修を再開した場合（法人等雇用就農者が障がい者の場合は6ヶ月。以下同じ）には、中断した日数と同じ日数分の期間を延長して研修を実施することが出来ます。中断を希望する場合は、医師の診断書を添えて届け出てください。なお、原則、2ヶ月を超えて中断した場合には、中断が始まった日をもって中止となりますが、災害や法人等雇用就農者の出産・育児などにより2ヶ月を超える中断がやむを得ないと全国農業会議所が判断したものについては除かれます。

Q2-6 所定労働時間は応募申請書通りの週35時間以上ですが、欠勤が続く週35時間未満になります。支援は継続できますか？

提出された助成金申請書の各月就業時間が週平均35時間以上であれば、支援継続となり、週平均35時間未満であれば、年間で満たすことが要件になります。

年間で満たすことができない場合は支援継続ができず、支払われた助成金が返還となる場合もありますのでご注意ください。

欠勤等が続く場合は、早めに都道府県農業会議等にご相談願います。

Ⅲ 農業法人等の要件について

Q3-1 農業法人でなければ対象にならないのですか？

農業法人以外でも、支援対象となる新規就農者を正社員として雇用する農業経営体であれば対象となります。（独立希望者の場合は有期雇用契約でも対象となります。）

Q3-2 事業実施期間中だけ雇用すればよいのですか？

本事業は、事業を活用する農業法人等の要件として、「正規の従業員として期間の定めのない雇用契約を締結すること」としており、本事業で雇用された者は、事業期間（最大4年間）はもとより、事業終了後も引き続き正社員として従事することを原則としています。

なお、研修途中や事業終了後に、農業法人等の都合で新規就農者を解雇した場合は、今後の本事業の採択をお断りすることもあります。

Q3-3 労働保険への加入は、なぜ必須要件なのですか？

本事業では、新規就農者がより良い就業環境の下で研修できるよう、労働保険（雇用保険・労働災害補償保険）については、個人・法人を問わず、原則として加入することを要件としています。従業員を安定的に確保していくためには就業環境の整備は重要です。

Q3-4 農地を持たない農業事業体は雇用就農資金を利用できますか？

農地を持たない農業事業体であっても、農業生産が行われており、その農業生産に本事業による研修が必要と認められる場合は、対象となります。なお、単に農産加工や集出荷等を行う事業体は対象になりません。

Q3-5 農地を持たないため自らの生産による収入はありませんが、農作業受託を行っているような事業体は雇用就農資金を利用できますか？

当該作物の栽培の主な基幹作業を受託し、その収穫物についての販売名義を有し、販売収入の処分権を有している形態での農作業受託を行う経営体であれば利用できます。また、酪農ヘルパーやコントラクター等の農業生産に必要な作業の一部をおおむね年間を通じて請け負う「農業サービス事業体」（選果場や集出荷場等の単純作業のみを行う事業体を除く。）も利用できます。

Q3-6 研修の中で農畜産物の生産に関わる技術の研修が必須とされていますが、農畜産物の生産に関わる事業と、生産以外の事業の範囲を教えてください。

「生産に関わる事業」として行う研修は、就農に必要な技術等を習得させるための、

「作物の栽培管理技術、家畜の飼養技術など農業生産に必要な能力を身につけさせるための研修」（以下「農業生産研修」といいます。）のことです。

「農産加工技術、販売能力等についての研修」（以下「加工等研修」といいます。）も実施できることとしていますが、実施する研修の中で「農業生産研修」を必ず行うことが必要です。

なお、「加工等研修」は、農業法人等が行える事業として定義されている農業生産の「関連事業」に準じた研修とし、「付帯事業」の分野は含めません。農作業の受託作業の研修は農業生産研修に含めます。

関連事業とは、自己生産物を利用した加工、直販、貯蔵、運搬、資材製造、レストラン、観光農園等、農業経営に関連する事業を言い、付帯事業とは、民宿、農業土木、造園、水田養魚などを言います。但し、農家民宿については「関連事業」に該当するレストラン等での接客や農作業体験の補助は研修に含めますが、部屋の清掃、ベッドメイキング、事務的な申請等の手続き等の業務は含めません。

Q3-7 農業生産だけでなく、農産加工と直売所の経営を行っています。
法人等雇用就農者の配属先は加工部門でも大丈夫ですか？

加工や販売など生産以外の部門に配属される人も対象となります。
ただし、研修の中で「農業生産研修」を必ず行うことが必要です。

Q3-8 法人等雇用就農者を役員に登用しても良いですか？

農業法人等の役員等は助成対象とならないため、研修途中で役員等に登用した場合は採択取消となり、登用日以降の助成金は返還となります。

IV 新規就農者(法人等雇用就農者)の要件について

Q4-1 新規就農者の年齢制限はありますか？

正社員採用日時点で、50歳未満である必要があります。

Q4-2 新規就農者は、これまで農業経験がまったく無い者でないと対象にならないのですか？

農業経験がまったく無い方のほか、研修経験はあるが農業で就業したことが無い方、農業での就業期間が5年以内と短く、研修が必要と思われる方が対象となります。ここで言う就業期間とは、正社員、パート、期間雇用、季節雇用、アルバイト、研修生、自営農業など、農業に従事した期間の合計です。

なお、農業高校、農業大学校などの修学期間は就業期間には含めません。

Q4-3 以前に他の農業法人等で本事業等の研修をうけたことのある従業員は、対象になりますか？

対象になりません。ただし以下の何れかに該当する場合はこの限りではありません。

- ① 助成金を受けずに事業を中止した場合
- ② 中止理由が当該従業員の責めに帰すべき理由による解雇に該当しない場合
- ③ 当該従業員の都合による離職に該当しない場合

Q4-4 外国人技能実習生は、本事業の対象となりますか？

外国人技能実習制度は、途上国等の人材育成を目的としたものであり、技能実習生は永住権がありません。

本事業は、これからの我が国の農業を担う農業者を育成するための事業ですので、外国人技能実習生は事業の対象とはなりません。

なお、在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」「特別永住者」のいずれかに該当する外国人の方は本事業の対象となります。

Q4-5 自分の子供を新規就農者として雇い入れて申し込みますか？

経営の代表者の親族（3親等以内）は、原則として本事業の対象となりません。ただし、以下は対象となります。

- ① 親族以外の雇用保険被保険者のいる雇用保険適用事業所に正社員として雇用され、かつ、親族である法人等雇用就農者が代表者と同居しておらず他の従業員と同様の就業条件である場合
- ② 集落営農組織（特定農業団体又はそれに準じる組織）で、代表者と同居していない者が正社員として雇用される場合

※ 採択後に代表者の親族（3親等以内）である法人等雇用就農者が代表者と同居すると採択取り消しとなり、同居日以降の助成金は返還になります。

V 助成金の税務処理について

Q5-1 助成金はどのような税務処理をすればよいのでしょうか？

法人の場合は「営業外収益」に計上してください。個人の場合は「雑収入」になります。法人、個人とも税制上の特例はありません。

Q5-2 助成金の支払いが、会計年度をまたぐ場合、どのような処理をすればよいのでしょうか？

原則、当該年度の収入は当該年度で会計処理します。ただ、支払いが会計年度をまたぐ場合には、以下の方式があります。

- ① 未収金として事業を行った年度で計上する。（麦の奨励金などはこの方式が多いようです）
- ② 本会の交付決定通知の日付の年度とする。（雇用就農資金を継続して活用する場合）
- ③ 個人経営で現金式簡易簿記を採用している場合には実際に入金があった年度で処理する。

なお、①の場合、例えば会計期間が4月～翌3月末の法人が2月～7月分を9月に支払う場合、2～3月は未収金、4～7月は翌事業年度の収入となります。8月～翌1月分を4月に支払う場合、未収金として当該年度で計上します。

Q5-3 助成金に消費税は課税されますか？税務申告はどうすればよいのでしょうか？

消費税は、最終的に消費者が負担するものですから、国からの補助金、助成金については不課税です。したがって、税務申告の際は、助成金は課税売り上げに加える必要はありません。

なお、法人税、所得税の申告では、助成金も含めた収入を申告してください。